

再び篤敬三宝章について

望 月 一 憲

わたくしは、昨年の本学会におきまして、「篤敬三宝章について」と題して、研究発表し、さらにそれは「篤敬三宝章論」として詳論いたしました。

一 三宝の法

そして、『法華義疏』の特殊用語である「三宝の理」こそ、この「憲法十七条」の第二条「篤敬三宝」章を意義づけるものであることを述べ、さらに、また、これは『勝鬘經義疏』にも、『維摩經義疏』にも、いずれも、ともに、それぞれ、密接に相連関して、その意義を裏づけすることができることを述べたのであります。

ところが、『勝鬘經義疏』によれば、
常住法身為二仏宝。

又此法身則能与レ理和合、亦為二僧宝。
若弁二掃依、為二其習解斷惑、則別体可レ先。
但不レ迷二旨掃、必二体為レ要。

再び篤敬三宝章について（望 月）

でありまして、まさに「仏」宝こそ三宝の中心であり、その柱であります。

『勝鬘經』の經文に、

若有二衆生、如來調伏、掃依如來、得レ法津沢、生信樂心、掃依法、僧、是二掃依、非二此二掃依。是レ掃依、如來。掃依第一義者、是レ掃依。如來。此二掃依第一義、是レ究竟掃依。如來。何以故。無二異如來、無二異二掃依。如來即二掃依。何以故。說二一乘道。

という所以であります。

このように、『勝鬘經』とその『義疏』とによりますれば、「法」と「僧」との二宝はただ常住の「仏」宝に収められて一体となるのでありまして、あくまでも「仏」宝中心であります。が、『維摩經義疏』によりますと、

「紹隆三宝能使不絶」者、弘三通經教、故法宝不絶、故僧宝不絶、依レ教修レ善終成二種智、故仏宝不絶。

とありまして、「法」宝をもつてまず第一にこれを先といた

しておるのであります。

この相違——これは見ようによつては矛盾であるとも思われるのでありますが、これはいつたいどう解すべきでありましょうか。

わたくしは、これを「理」と「事」との相違にもとづくものであつて、そこに何らの矛盾もないものであると、解するのであります。

すなわち、究理の「理」について、これをいえば、まさに『勝鬘經』とその『義疏』とにいうごとく、「仏」宝こそその根本であります、これを教化もしくは修行の「事」について申しますれば、「法」宝こそまさに先たるべく要たるべしであります。

したがつて、「憲法十七條」の第二條におきましては、「三宝」を「是の法」として受け留めておるわけであります。

そして、「是の法」を伝えるもの、これすなわち『經』なるが故に、

謗經則三宝理永絶 故重ニ於謗ニ 仏也。

であります。

このように見てまいりますと、「三宝」はまさに「三宝の法」といつて然るべきことが諒解されるのであります。

宜なるかな、聖徳太子が、その遺言として、田村皇子に伝える言葉は、またまさにこの「三宝の法」であつたのであり

ます。

『大安寺伽藍縁起并流記資財帳』には、太子の遺言として、次のように記されております。

愛哉、善哉。汝姪男、自來問ニ「吾病」矣。為レ吾思レ慶。可レ奉ニ財物。然レ財物易レ亡而永レ不可レ保。但レ三宝之法、不レ絶而以永可レ伝。故以ニ龍凝寺ニ付レ汝。宜承、而永伝ニ三、宝之法者。

このようにみてまいりますれば、「三宝」につきまして、「憲法十七條」といわゆる「三經義疏」との間には、何らの矛盾もなきのみならず、実に「三宝の法」こそは聖徳太子がその生涯をかけて終始一貫至上の大法としたものであることを知るのであります。

二 大法の説明、その典拠

1 四生・万国の大法——『法華經』——

至上・最高の大法——それは「四生の終歸」であり、「万国の極宗」でありますから、「何れの世、何れの人か、是の法を貰ばざる」であります。

「四生」は、胎生・卵生・湿生・化生でありまして、いわゆる衆生であり、単に人間のみでなく生きとし生けるものでもあります、この「四生」は『法華經』の序品第一におきまして、その「通序」のところに登場してまいります。

その「同聞衆」として挙げるところのもの、——それは

「声聞衆」「菩薩衆」「凡夫衆」の三つに分けられるのでありますが、その第三の「凡夫衆」は実に七種を数えているのであります。その第一は「天衆」でありますが、これは欲界の諸天と色界の諸天とであります。次に第二が「竜衆」、第三が「緊那羅衆」、第四が「乾闥婆衆」、第五が「阿修羅衆」、第六が「迦樓羅衆」でありまして、最後に、第七の「人衆」として、韋提希の子、阿闍世王が若干百千の眷屬と俱に各々、仏足を礼し、退いて一面に坐しぬ、と申しております。

そして、「万国」は、三世十方の世界における国という国でありまして、単に人間のつくつた地球上の国々のみをいうものではありません。

そして、この「万国」は、同じく『法華経』の序品第一におきまして、その「別序」のところに出てまいります。

すなわち、経文にいう、
爾時、仏、放三眉間白毫相光、照三東方万八千世界、靡不三周遍、
下至三阿鼻地獄、上至三阿迦尼吒天。

この「東方万八千の世界」は、まさに「三世十方の世界」の中の一つである東方でありまして、この東方の一つを挙げますれば、その他はおのずからあらわれるのであります。

このように『法華経』の序品において展開するところの舞台装置は、すでに「四生・万国の大法」を演説することを予知せしめ用意するところのものであることを知るのであります。

す。

いわんや、『法華経』には、その如来神力品におきまして、いわゆる「通一仏土」の大義が示されておるのであります。

すなわち、如来が神力を現じまして法華の流通を勧めるところの経文に、光りは「徧く十方の世界を照らす」とい、音声は「徧く十方諸仏の世界に至つて地皆六種に震動す」と申しており、その段の結びには「時に、十方の世界、通達無礙にして、一仏土の如し」と申しておるのであります。

そして、ここにいる「十方世界」が、単に現在のみでなく、過去の世と未来の世を含んだ「三世」でありますことは、その偈頌におきまして、

十方現在、仏 并過去未来
亦見亦供養 亦令得歡喜

とありますから、もはや疑いのないところであります。

したがって、この「篤敬三宝」章にいうところの「四生・万国の大法」は、まさにこの如来神力品の冒頭に明示している「是の真浄の大法」であり、それはすなわち『法華経』を指したものであるということができるのであります。

2 能教の道——『勝鬘経』——

この「四生・万国の大法」よく万人を教化して成仏せしめる所以のものは、いつたい何でありましょうか。

それは人という人は皆「如来蔵」であつて、「人尤だ悪しきは鮮し」であるからであります。

「如来蔵」の義は、『勝鬘經』に獅子吼するところでありまして、それはまことに「甚深の義」であり、凡夫「思量の境界」ではなく、ただ「如来の境界」でありますが、「如来の法身は煩惱蔵を離れず」でありまして、これを「如来蔵」というのであります。

そして、これは「自性清淨心」であり、後の仏教用語をもつていたしますれば、まさに「仏性」であります。

これあるが故に、万人教化の「一乗」という破天荒な教えが成立するのであり、聖徳太子のいう「一大乗」が可能となるのであります。

「人尤だ悪しきは鮮し、能く教うれば従う。」——この「能教の道」は、万人成仏の破天荒な教えとして、このように『勝鬘經』に大書されているのであります。

3 直枉の道——『維摩經』——

「能く教える」とは、いつたい何をいうのでありますしよるか。

それは「勸善懲惡」をいうのでありますしよすが、その実際は、順序を反対にいたしましたして、「懲惡勸善」（憲法の第六条）であります。

「惡を懲らす」ところに、おのずから「善」が行なわれるのであり、「枉れるを直す」ことこそ大切であります。

夫天下事品雖羅、要在離惡取善。離惡修善、必以三宝為本。

とは、『維摩經義疏』に特筆するところであります。

これは『維摩經』の菩薩品第四の持世菩薩のところの解釈であります。この段におきまして、經文にはその最後に魔宮の天女万二千人に対して無尽燈の法門が説かれておるのであります。

無尽燈者、譬如一燈然。百千燈。冥者皆明。明終不盡。

如是、諸姉、夫一菩薩、開導百千衆生、令發阿耨多羅三藐三菩提心。於其道意、亦不減尽。隨所說法、而自增益一切善法。是名無尽燈也。

汝等、雖住魔宮、以是無尽燈、令無數天子天女發阿耨多羅三藐三菩提心者、為下報大恩、亦大饒益一切衆生。

「夫れ三宝に帰せずんば、何を以てか枉れるを直うせん。」——この「直枉の道」は、このように無尽燈の法門として『維摩經』に明記されているのであります。

三 三經みごとに相合す

こうして觀てまいりますれば、「篤敬三宝」章にいうところの

三宝者仏法僧也。則四生之終帰、万国之極宗。何世何人、非貴是法。

は、まさに『法華経』に明示するところであり、人鮮ニ尤ニ悪、能教従之。

は、『勝鬘経』に大書するところ、其不帰三宝、何以直枉。

は、まさに『維摩経』に特筆するところでありまして、ここにこの大乘經典の三経はおのずから見事に相合するものなることを知るのであります。

これを「理」についていえば、「篤く三宝を敬え」という第二条の趣旨の説明は、実は『法華経』のみにて十分に足りているのであります。

しかしながら、「事」について具体的に教化と修行との立場に立つて申しますれば、『勝鬘経』と『維摩経』とは、ともに、いずれも、なくてはならない經典であります。

「憲法十七条」の第二条であるこの「篤敬三宝」章は、これを単に読み下しただけでも、なお直ちにその名文たるを痛感いたすのであります。この四十七字からなる第二条をこのように分析いたしますれば、この「理」と「事」と二つながら並べ掲げた天下の名文は、実に大乘經典の『法華経』と『勝鬘経』と『維摩経』との三者をみごとに相合した無類の

妙。文。たることを知るのであります。

したがいまして、「三宝」について、「憲法十七条」といわゆる「三経義疏」との間には、何らの矛盾のなきのみならず、実に「三宝」こそ両者がともにいずれも至上としたものであつて、前者は後者の総括なることを知るのであります。

以上、三節にわかつて申し述べましたが、この義、あたかも天日のごとくに昭々たりであります。故に、本日特に席を改めて「篤敬三宝」章について再論させていただいた次第でございます。

- 1 『印度学仏教学研究』第十九卷第一号一〇四〜一〇七頁。
- 2 『法華』第五十七卷第五・六号六〇〜七三頁。
- 3 法隆寺蔵版、昭和会本『勝鬘経義疏』五〇丁左。
- 4 同、四九丁左。
- 5 法隆寺蔵版、昭和会本『維摩経義疏』乾、上卷、六丁右。
- 6 御物『法華義疏』第四、法師品第十、一二五・一二六行。
- 7 群書類従卷第四百三十五（第二十四輯、三七七頁、統群書類従完成会刊）。
- 8 岩波文庫『法華経』上、一八頁。
- 9 同、下、一六二頁。
- 10 『維摩経義疏』乾、中卷、五一丁左。
- 11 同、五二丁左。